

苫小牧市新型コロナウイルス対策  
融資保証料補給要綱

令和2年4月1日

(令和2年4月9日改正)

産業経済部 産業振興室 商業振興課

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスによる影響を受け、第4条で定める金融機関から融資を受けた小規模事業者が、北海道信用保証協会へ信用保証料を支払った場合、保証料の全部または一部を市が補給することにより、小規模事業者の健全な経営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における小規模事業者とは、資本金の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は個人、かつ市内の常時使用する従業員の数が20人（宿泊業及び娯楽業を除く商業及びサービス業にあつては5人、医業を主たる事業とする法人にあつては20人）以下の会社又は個人をいう。

### (補給対象)

第3条 この要綱における信用保証料の補給対象は、第2条に掲げる者であつて、次の各号に該当する者とする。

(1) 個人にあつては、市内に事業所を有している者。

(2) 会社にあつては、市内に本店登記又は支店登記を行っている者

※対象者は小規模企業経営改善資金を借入した際の信用保証料の補給対象要件に準ずる。

### (取扱金融機関)

第4条 本要綱の補給対象となる融資を取扱う金融機関（以下「金融機関」という）は、次のとおりとする。

(1) 北海道銀行（市内在店）

(2) 北陸銀行（市内在店）

(3) 北洋銀行（市内在店）

(4) 苫小牧信用金庫（市内在店）

(5) 室蘭信用金庫（市内在店）

(6) 北央信用組合（市内在店）

(信用保証料補給の対象となる融資)

第5条 信用保証料の補給対象は、前条で定める小規模事業者が運転資金を借入れた際に発生し、北海道信用保証協会へ支払った次に定める保証料とする。

- (1) 前条で定めた市内在店の金融機関が独自に実施している、新型コロナウイルスによる影響を起因とする融資を受けた際に支払った信用保証料
- (2) 金融機関による融資を受け、北海道信用保証協会の「緊急短期保証制度」及び「新型コロナウイルスによる被害を起因とした保証」を受けた際に支払った信用保証料
- (3) 金融機関による融資を受け、「セーフティネット4号・5号保証」及び「危機関連保証」を受けた際に支払った信用保証料

(補給対象外)

第6条 次に定める融資における保証料については、補給の対象外とする。

- (1) 設備資金等、運転資金以外の用途のもの
- (2) 小規模企業経営改善資金(市制度融資、別途補給制度あり)
- (3) 北海道の制度融資において、別途補給制度があるもの

(補給限度額)

第7条 10万円を限度に補給する。

(補給額の制限)

第8条 第5条に係る保証料について、信用保証協会から信用保証料の返戻がある場合、市はその額を除いて補給するものとする。

(補給申請等)

第9条 保証料の補給を受けようとする小規模事業者は、「新型コロナウイルス関連融資保証料補給金交付申請書」(様式第1号)、金融機関が発行する「新型コロナウイルス対策融資実行通知書」(様式第2号)、信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ(お客様用)または信用保証書(金融機関宛)の複写を融資実行月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、令和2年3月実行の融資は翌々月10日までの提出とする。

2 市長は、前項の申請書に基づき、信用保証料の補給の決定をしたときは、指令書により当該小規模事業者に通知しなければならない。

(補給実行日)

第10条 補給を実行する日は、融資実行月の翌々月の最初の金融機関営業日を原則とするが、前条第1項で定めた提出日を超えたもの及び令和2年3月実行の融資においては、この限りではない。

(補給取消し)

第11条 市長は、信用保証料の補給を受けた小規模事業者が、次の各号に該当する場合は、信用保証料の補給の全部または一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により信用保証料の補給を受けたとき。
- (2) その他信用保証料を補給することが不相当と認められる事実があったとき。

(補給対象期間)

第12条 令和2年3月1日～令和2年12月28日までの融資実行までとする。  
ただし補給は予算の限りとし、予算額を超える補助申請が見込まれるまたは予算額を超えた場合は、補助期間を短縮するものとする。

(調査等)

第13条 市は、信用保証料の補給に関し必要があると認めたときには、補給を受ける者又は取扱金融機関に対し、説明を求めるか、又は書類、帳簿類の閲覧もしくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が金融機関と協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。